

(10) その他：申請住宅に居住できなくなった場合

<p>Q10-1 助成金の申請中に転勤することが決まりました。 家族は三沢市に残りそのまま住み、自分自身（申請者）は単身赴任する予定ですが、この場合助成の対象とならなくなるのでしょうか？</p>
<p>A 三沢市からの転居が助成金の確定前であれば、対象となりません。同居する方が申請者と同額の経費の持分の 場合、変更申請により申請者を変更していただくことで、助成金の対象となる場合があります。 その際、申請額が変更となる場合がありますので、一度ご相談ください。</p>
<p>Q10-2 助成金の交付（振込）後に転勤することが決まりました。 家族は三沢市に残りそのまま住み、自分自身（申請者）は単身赴任する予定ですが、この場合助成金の返還対象 でしょうか？</p>
<p>A 実績報告時の居住者（どなたか1人でも）が住み続ける場合は、返還の対象となりません。 ただし、全員が転出した場合、居住開始の日からの経過年数に応じて、次のとおり助成金を返還していただくこと となります。 居住開始の日からの経過年数が・・・ ・1年未満の場合、助成金額の100% ・1年以上2年未満の場合、助成金額の80% ・2年以上3年未満の場合、助成金額の60% ・3年以上4年未満の場合、助成金額の40% ・4年以上5年未満の場合、助成金額の20%</p>

Q10-3 住宅を譲渡しなければならなくなった場合はどうなりますか？

A 住宅を取得した日から5年を経過しないうちに対象住宅を譲渡した場合、居住開始の日からの経過年数に応じて次のとおり助成金を返還していただくこととなります。

居住開始の日からの経過年数が・・・

- ・ 1年未満の場合、助成金額の100%
- ・ 1年以上2年未満の場合、助成金額の80%
- ・ 2年以上3年未満の場合、助成金額の60%
- ・ 3年以上4年未満の場合、助成金額の40%
- ・ 4年以上5年未満の場合、助成金額の20%